

## 春日井市環境美化指導員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成8年春日井市条例第21号。）及び春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号。）の目的を達するため、春日井市環境美化指導員（以下「指導員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、条例の例による。

(職務)

第3条 指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 公共の場所におけるポイ捨て及びふん害の巡視及び防止啓発
- (2) ごみの分別及びごみの排出等の指導・啓発

(任用)

第4条 指導員は、ポイ捨て及びふん害の防止並びに廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に熱意を有し、積極的に職務を遂行できる者について市長が任用する。

2 指導員は、若干名とする。

(報告)

第5条 指導員は、第3条の職務を行ったときは、作業報告を作成するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

(平成19年2月1日一部改正)